

漁船 新規必要書類等

| | |
|-----------------------|---|
| 免 税 対 象 者 | 漁船の使用者 |
| 免 税 用 途 | 漁船の動力源の用途 |
| 提 出 書 類 | <p>各提出書類の番号は「美の国あきたネット」の「免税軽油（農業以外）の申請手続きについて」ページ内にある「申請関係様式（ダウンロード）」の番号です。</p> <p>5 誓約書（一人用） 共同申請の場合、5 誓約書（複数人用）を提出してください。 法人での申請の場合、5 誓約書（一人用）に法人名、5 誓約書（複数人用）に役員全員の記名が必要です。</p> <p>6 証紙納付書 免税軽油使用者証の交付手数料として秋田県証紙400円分が必要です。</p> <p>9 免税証交付申請書 共同申請の場合、10 共同申請明細書も必要です。</p> <p>11 所要数量計算内訳書</p> <p>免税軽油使用者証交付申請書 共同申請の場合、免税軽油使用者証共同交付申請書を提出してください。 複写式のため、ダウンロードはできません。 総合県税事務所課税第二課及び各支所窓口にて配布しております。</p> |
| 添 付 書 類 | <p>動力漁船登録票（写）※裏面の検認印証欄の写しも必要 漁船がリースの場合、リース契約書（写）も必要です。</p> <p>船名及び登録番号が把握できる全体写真 動力漁船登録票からディーゼルエンジンだと分からない場合、エンジン型式プレート写真の追加提出を求めることがあります。</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>法人での申請の場合、上記添付書類に加えて下記書類が必要です。</p> <p>履歴事項全部証明書（写）</p> <p>定款（写）</p> <p>履歴事項全部証明書又は定款に役員全員の住所及び氏名の記載が無い場合、役員全員の住所及び氏名が記載された役員名簿（任意様式）も必要です。</p> |
| 免 税 証 最 長 有 効 期 間 目 安 | 6ヶ月 |
| 免 税 証 の 交 付 日 | <p>総合県税事務所課税第二課窓口での申請の場合 申請日から土日祝日を除く3日後</p> <p>総合県税事務所各支所窓口での申請の場合 申請日から土日祝日を除く5日後又は6日後</p> |
| 連 絡 先 | <p>〒010-0951 秋田県秋田市山王四丁目1番2号 1階 秋田県総合県税事務所 課税部 課税第二課 TEL 018-860-3341 FAX 018-860-3333</p> |